

バスポートの手続きに関するお知らせ

旅券法令の改正に伴い、令和5年3月27日以降、旅券申請手続きが一部変更となりました。主な変更点は次のとおりです。

戸籍謄本の提出

旅券申請手続きに必要な戸籍については、これまで戸籍謄本または戸籍抄本のいずれかの提出を受けていましたが、今後は戸籍謄本の提出が必要となります。

査証欄(ビザページ)の増補の廃止

今後は、旅券の査証欄に余白がなくなった場合でも増補はできません、次のいずれかの発給申請をお願いします。

- ①有効期間が元の旅券の残存有効期限と同じ「残存有効期間同一旅券」
- ②切り替え申請として新たな旅券(5年又は10年の有効期間)

旅券発行後6か月以内に受領せず、再度、旅券を申請する場合の手数料について

旅券を申請したが、発行後6か月以内に受領せずに同旅券が失効した場合で、失効後5年以内に新たな旅券を申請する際は、手数料が通常より6000円高くなります。

※令和5年3月27日以降に申請した旅券が未交付のまま失効した場合に適用されません。

問合せ先
役場住民課戸籍年金係
☎574・2213

申請書の変更

旅券の発給等のため申請書の様式が変更されました。古い様式の申請書は使用できません。

旅券申請の一部オンライン化

旅券の残存有効期間が1年未満で、旅券の記載内容に変更なく新たに旅券を申請する場合等にオンライン申請が可能です。

バスポート窓口に出向くことなく申請することができ、受取の際は従来どおりご本人が窓口にお越しいただく必要があります。

※オンライン申請を行うことが可能な窓口は当面の間、バスポートセンターおよび各(総合)振興局のバスポート窓口のみとなり、マイナポータルを通じて選択した受取窓口での交付となります。

※オンライン申請の場合、本町の窓口で受け取ることができませんので、本町の窓口で受け取りを希望される場合は、これまで同様、紙での申請手続きとなります。

豊頃町農業委員会の委員(農業委員)の募集について

豊頃町では、令和5年7月19日をもって農業委員の任期が満了することから、農業委員候補者を推薦、応募により募集します。

募集の内容

募集人員▽14名
任期▽令和5年7月20日から令和8年7月19日まで(3年間)
身分▽非常勤の地方公務員特別職
報酬▽月額 36000円

主な業務内容

- ① 農業委員会の総会(毎月開催)における農地の権利移動や転用にかかる許可等の審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査
- ② 農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進に関する業務、現地調査、指導及び監視業務
- ③ 農業者からの相談対応及び農業者への助言指導
- ④ 農業一般に関する調査及び情報の提供
- ⑤ その他農業委員会が必要と認める活動等

委員の資格

① 豊頃町に住所を有する方。ただし、特別な事情がある場合にはこの限りではない。

大型ごみ処理手数料が変わります

令和5年4月1日から大型ごみ処理手数料を変更します。

「重量100kg以内600円」と定めていたが、令和5年4月1日から「重量が50kgを超えないもの300円」と「重量が50kg以上100kgを超えないもの600円」となります。

※令和5年4月1日改訂のごみ分別事典に「大型ごみ目安表」を掲載しています。
※お持ちの「大型ごみ処理券600円」を「大型ごみ処理券300円」2枚に交換できます。希望される方は、令和5年4月3日以降に役場住民課までお越しください。

変更前(現行)	変更後(令和5年4月1日から)
1個(1単位)につき600円 ※重量100kgを超えないもの	1個(1単位)につき300円 ※重量が50kgを超えないもの
	1個(1単位)につき600円 ※重量が100kgを超えないもの

問合せ先
役場住民課生活環境係
☎574・2213

4月25日～5月25日まで無煙期間 大切な森林を火災から守ろう

昨年は、火災が道内で22件発生し約20ヘクタールの森林が焼失しています。豊かな明るい町づくりのため、大切な森林を火災から守りましょう。

■ 林野火災予防のために、豊頃町林野火災予防対策要綱に基づき4月25日から5月25日までを「無煙期間」とし、町内全域で一切火入れをすることはできません。

■ 無煙期間以外で、火入れをするときは届出が必要です。火入れ箇所により届出先が異なります。

- 山林(地拵)▽役場産業課林政係
- その他(排水路等)▽豊頃消防署

問合せ先
役場産業課林政係
☎574・2217

留意事項

▽生活環境の悪化が懸念される箇所での火入れはご遠慮ください。
▽強風注意報、乾燥注意報、火災警報が発令の場合、火入れはできません。

【山に入るときの注意!】
山菜採り、ハイキング、魚釣り等のため入林するときは、管理者(道有林は十勝総合振興局森林室、町有林は役場産業課、民有林は森林所有者)の許可を受けてから入林してください。なお、入林に際しては、タバコの吸殻等、火気の取扱いに細心の注意をお願いします。
問役場産業課林政係 ☎(574) 2217

問合せ先
豊頃町農業委員会
☎574・2218

ない。

② 豊頃町の執行機関の委員でない方。

③ 豊頃町職員でない方。
※なお、次に該当する方は推薦及び応募ができません。

① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方

② 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方。

推薦・応募の方法

推薦・応募方法は次のとおりです。

- ① 町内全地域又は地区からの推薦(農業者等推薦する方が文書をもって推薦します)
- ② 法人・団体からの推薦(法人や農業者の組織する団体等の代表者が文書をもって推薦します)
- ③ 一般応募(委員候補者に応募しようとする方は、応募申込書を提出します)

該当する様式を豊頃町農業委員会事務局に提出してください。

- ① 「豊頃町農業委員会委員候補者推薦書(個人用)」
- ② 「豊頃町農業委員会委員候補者推薦書(法人・団体用)」(別記様式第2号)
- ③ 「豊頃町農業委員会委員候補者応募申込書」

豊頃町公式LINE ってなに?

「豊頃町公式LINE」では、イベント情報や防犯情報などをいち早くお届けします。

最新情報を受け取るには、お友達登録が必要です。ぜひ登録をお願いします。



問合せ先
役場企画課広報情報係
☎574-2216

公表

受付期間の中間及び期間終了後に、豊頃町のホームページ等に次の内容を公表します。

- ① 推薦する方の氏名、職業、年齢及び性別
- ② 推薦する方が法人又は団体等である場合は、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の人数及び構成員たる資格・要件
- ③ 推薦を受ける方又は応募する方の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ④ 推薦を受ける方又は応募する方が認定農業者等か否かの別
- ⑤ 推薦または応募の理由

委員の選任について

推薦を受けた方及び応募された方については、豊頃町農業委員候補者評価委員会の意見聴取を経て町長が候補者を決定し、議会の同意を得て任命します。